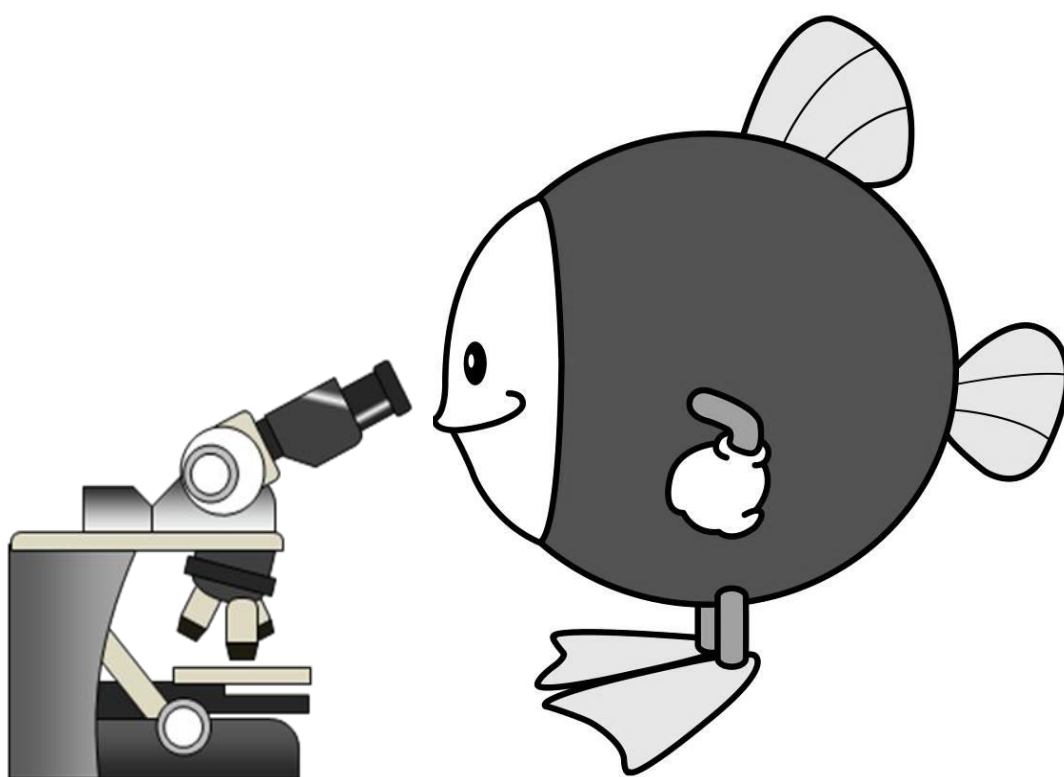


工場・事業場排水の手引き

—公共下水道を使用するにあたって—



上越市 生活排水対策課

令和3年6月改訂

はじめに

私たちのまち・・・四季折々の美しい自然と長い歴史に培われたふるさと上越市は、暮らしていることに誇りと愛着を持って人生を送ることができる、明るくさわやかな都市の創造を目指しています。

きれいな水・豊かな緑など、かけがえのない自然に恵まれた美しい風土を次の世代へ残すことは、私たちの大切な使命といえます。

しかし、近年の急激な都市化の進展により生活排水や工場・事業場等の排水が著しく増加し、水路や河川のごれが、私たちの生活環境にも影響をおよぼしています。

下水道の施設は、美しい自然、その恵まれた環境、河川・湖沼や海など公共水域の水質を守るために欠かすことのできないものです。しかし、下水道施設の能力にも限界があります。工場・事業場から排出される汚水の中には下水道の施設にとって悪い影響を与えるものが含まれていることがあり、種々の対策が必要になります。

この冊子は工場等の汚水を下水道に排除する場合のいろいろなきまりを説明したものです。住み良い環境を作るため、下水道事業にご理解とご協力をお願いいたします。

特定施設とは

人の健康を害するおそれのあるもの又は、生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を流す施設で、水質汚濁防止法施行令別表第1（P11）に定められたものをいいます。

除害施設とは

下水道施設の機能を低下させたり、施設を損傷するおそれのある工場や事業場の排水を、一定の基準（汚水の排除基準、P2）の水質まで処理する施設をいいます。

目次

・ 悪質汚水の影響	1
・ 汚水の排除基準	2
・ 各業種に係る汚水の水質例	3
・ 特定事業場等に係る義務と規制	5
・ 水質規制のしくみ	7
・ 事務手続の手順	8
・ 下水道法及び上越市下水道条例に係る届出書一覧	9
・ 特定施設一覧	11
・ 下水道法及び上越市下水道条例に係る各様式	16

悪質汚水の影響

一般に下水道はどのような水質の汚水でも流すことができ、下水道センターではこれを処理して、きれいにすることができると思われがちですが、そうではありません。

例えば、BOD（生物化学的酸素要求量）やSS（浮遊物質）が高くなりすぎると下水道センターの負荷が過大となり、処理が困難になります。また、シアンなどの有害物質を含む汚水は、反応タンク内の微生物に悪い影響を与えて水処理機能を著しく低下させます。

このような種々の障害を未然に防止し、下水道施設の正常な働きを保持するために汚水の排除基準「表-2」（P2）が定められています。「表-1」（下表）では下水道に悪影響を及ぼす物質について、「表-3」（P3）では各物質等を排除するおそれのある業種について記しています。

表-1 下水道に悪影響を及ぼす物質等とその影響

物 質 又 は 項 目	下 水 道 に 対 す る 影 響
温 度	① 管渠掃除の妨害及び有機物分解の促進によるガス発生
水 素 イ オ ン 濃 度 (p H)	① 他の排水との混合による有毒ガスの発生 ② 金属、コンクリートの急速な損壊及び生物処理機能の阻害
生物化学的酸素要求量 (B O D) ア ン モ ニ ア 性 窒 素 等 含 有 量	① 高濃度においては過負荷による処理機能の低下
浮 遊 物 質 量 (S S)	① 管渠掃除頻度の増加及び管渠の閉塞 ② 処理施設の機能妨害
n - ヘ キ サ ン 抽 出 物 質 量 (油)	① 管渠の閉塞及び掃除の妨害並びに火災、爆発等の危険 ② 処理施設の機能妨害及び微生物の呼吸阻害
ヨ ウ 素 消 費 量	① 硫化水素ガスによる下水道施設の腐食 ② 硫化水素ガスによる管渠作業の妨害・停止
フ ェ ノ ー ル 類	① 生物処理機能の低下
銅・亜鉛・溶解性鉄・クロム 溶 解 性 マ ン ガ ン	① 生物処理では除去困難及び生物処理機能の阻害 ② 汚泥処理、処分の困難性増大
カドミウム・鉛・有機燐・総水銀 六価クロム・ヒ素・アルキル水銀・ほう素 セレン及びその化合物・ふっ素	① 生物処理機能の阻害又は停止 ② 汚泥処理、処分の困難性増大
シ ア ン 化 合 物	① シアンガスによる管渠内作業の停止 ② 生物処理機能の阻害又は停止
ポリ塩化ビフェニル・トリクロロフルン・テトラクロロフルン ジクロロメタン・四塩化炭素・1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエタン・シス-1,2-ジクロロエタン 1,1,1-トリクロロエタン・1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロベンゼン・チウム・シマジン・チベンチル ベンゼン・1,4-ジクロロベンゼン	① 生物処理では除去不可能 ② 汚泥処理、処分の困難性増大
ダ イ オ キ シ ン 類	① 詳細は不明であるが、下水道への流入後はほとんど変化せず処理場まで運ばれる

表-2 汚水の排除基準

規制項目		特定事業場		特定事業場以外の事業場		
		50m3/日以上	50m3/日未満	50m3/日以上	50m3/日未満	
生活環境項目 (3除く)	1 温度(度)	45℃未満(40)	—	45℃未満(40)	—	
	2 沃素消費量	220 未満	—	220 未満	—	
	3 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 未満(125)	380 未満(125)	380 未満(125)	380 未満(125)	
	4 水素イオン濃度(pH)	5を超9未満(5.7を超え8.7未満)	5を超える(5.7を超える)	5を超9未満(5.7を超え8.7未満)	5を超える(5.7を超える)	
	5 生物化学的酸素要求量(BOD)	600 未満(300)	—	600 未満(300)	—	
	6 浮遊物質(SS)	600 未満(300)	—	600 未満(300)	—	
	7 n-ヘキサン抽出物質	イ 鉱油類含有量	5 未満	5 未満	5 未満	5 未満
		ロ 動植物油脂類	30 未満	—	30 未満	—
	8 フェノール類	1 [県]	5	5	5	
	9 銅及びその化合物	2 [県]	3	3	3	
	10 亜鉛及びその化合物	2	2	2	2	
	11 鉄及びその化合物(溶解性)	10	10	10	10	
	12 マンガン及びその化合物(溶解性)	10	10	10	10	
13 クロム及びその化合物	2	2	2	2		
人の健康項目 (3含む)	14 カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03	0.03	
	15 シアン化合物	1	1	1	1	
	16 有機燐化合物	1	1	1	1	
	17 鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	
	18 六価クロム化合物	0.5	0.5	0.5	0.5	
	19 砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	
	20 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005	0.005	
	21 アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	22 ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003	
	23 トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	
	24 テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	
	25 ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2	
	26 四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02	
	27 1, 2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04	
	28 1, 1-ジクロロエチレン	1	1	1	1	
	29 1, 2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4	
	30 1, 1, 1-トリクロロエタン	3	3	3	3	
	31 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06	
	32 1, 3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02	
	33 チラウム(別名)	0.06	0.06	0.06	0.06	
34 シマジン(別名)	0.03	0.03	0.03	0.03		
35 チオベンカルブ(別名)	0.2	0.2	0.2	0.2		
36 ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1		
37 セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1		
38 ほう素及びその化合物	10	10	10	10		
39 ふっ素及びその化合物	8	8	8	8		
40 1, 4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5		
41 ダイオキシン類	10pg-TEQ/l		10pg-TEQ/l			

- ※ 1. 単位はミリグラム/リットル(温度、pH、ダイヤン類を除く)で、基準値の数値は以下です。
 2. () は製造業又はガス供給業に摘要される排水基準です。
 3. 内の基準値を超える下水を流した工場・事業場は、下水道法により処罰されます。
 4. 以外は除害施設の設置等の義務に係る排除基準です。
 5. [県]は県条例により上乘せされた基準値です。

* 「検出されないこと。」とは、法の規定に基づき環境大臣が定める方法により汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表一 各業種に係る汚水の水質例

No. 1 / 2

特定施設番号 業種例 水質項目		1 の 2	2	3	5	8	9	10	15	16	17	19	23 の 2	53	
		畜業農業又はサービ ス業	畜産食料品製造業	水産食料品製造業	味噌・醤油・食酢製造業	パン菓子製造業・製めん業	米菓製造業・糍製造業	飲料製造業	ブドウ糖・水飴製造業	めん類製造業	豆腐・煮豆の製造業	紡績業・繊維製品製造業	印刷・製版業	ガラス・ガラス製品製造業	
生活環境項目 (3除く)	1 温度(度)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	2 沃素消費量		○	○	○										
	3 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	○	○	○	○	○		○	○				○	○	
	4 水素イオン濃度(pH)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	5 生物化学的酸素要求量(BOD)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	6 浮遊物質質(SS)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	7 n-ヘキサン抽出物質													○	○
	イ 鉱油類含有量													○	○
	ロ 動植物油脂類		○	○	○	○	○								
	8 フェノール類												○		
	9 銅及びその化合物												○	○	○
	10 亜鉛及びその化合物												○	○	○
	11 鉄及びその化合物(溶解性)														
12 マンガン及びその化合物(溶解性)													○		
13 クロム及びその化合物													○	○	
人の健康項目 (3含む)	14 カドミウム及びその化合物												○	○	
	15 シアン化合物												○	○	
	16 有機燐化合物														
	17 鉛及びその化合物												○	○	
	18 六価クロム化合物												○		
	19 砒素及びその化合物													○	
	20 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物														
	21 アルキル水銀化合物														
	22 ポリ塩化ビフェニル														
	23 トリクロロエチレン														
	24 テトラクロロエチレン														
	25 ジクロロメタン														
	26 四塩化炭素														
	27 1, 2-ジクロロエタン														
	28 1, 1-ジクロロエチレン														
	29 シス-1, 2-ジクロロエチレン														
	30 1, 1, 1-トリクロロエタン														
	31 1, 1, 2-トリクロロエタン														
	32 1, 3-ジクロロプロペン														
	33 チラウム(別名)														
	34 シマジン(別名)														
	35 チオベンカルブ(別名)														
	36 ベンゼン														
	37 セレン及びその化合物														○
	38 ほう素及びその化合物														○
	39 ふっ素及びその化合物														○
	40 1, 4-ジオキサン														
	41 ダイオキシン類														

表－3 各業種に係る汚水の水質例

No. 2 / 2

特定施設番号 業種例		54	59	65	66	66 の 3	66 の 5	66 の 6	67	68	68 の 2	70 の 2	71	71 の 2
		セメント製品製造業	砕石業	酸・アルカリ表面処理施設	電気めつき施設	旅館業	弁当仕出屋・弁当製造業	飲食店（厨房施設）	洗濯業	写真現像業	病院	自動車特定整備業	自動式車両洗浄施設	研究・試験・検査事業場
水質項目														
生活環境項目 (3除く)	1 温度（度）	○				○	○	○	○				○	
	2 沃素消費量									○				
	3 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量			○	○	○	○	○	○					
	4 水素イオン濃度（pH）	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○
	5 生物化学的酸素要求量（BOD）					○	○	○	○		○			
	6 浮遊物質（SS）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	7 n-ヘキサン抽出物質													
	イ 鉱油類含有量			○									○	○
	ロ 動植物油脂類					○	○	○	○		○			
	8 フェノール類			○	○						○	○		○
	9 銅及びその化合物			○	○						○			○
	10 亜鉛及びその化合物			○	○						○	○		○
	11 鉄及びその化合物（溶解性）			○	○						○	○		○
12 マンガン及びその化合物（溶解性）										○			○	
13 クロム及びその化合物	○		○	○						○	○	○	○	
人の健康項目 (3含む)	14 カドミウム及びその化合物			○	○					○				○
	15 シアン化合物			○	○					○	○			○
	16 有機リン化合物													○
	17 鉛及びその化合物			○	○					○		○		○
	18 六価クロム化合物	○		○	○						○			○
	19 砒素及びその化合物			○	○									○
	20 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物									○	○			○
	21 アルキル水銀化合物										○			○
	22 ポリ塩化ビフェニル													○
	23 トリクロロエチレン			○	○									○
	24 テトラクロロエチレン			○	○					○				○
	25 ジクロロメタン			○	○						○			○
	26 四塩化炭素													○
	27 1・2-ジクロロエタン													○
	28 1・1-ジクロロエチレン									○				○
	29 1,1-ジクロロエチレン													○
	30 1・1・1-トリクロロエタン									○				○
	31 1・1・2-トリクロロエタン													○
	32 1・3-ジクロロプロペン													○
	33 チラウム（別名）													○
34 シマジン（別名）													○	
35 チオベンカルブ（別名）													○	
36 ベンゼン											○		○	
37 セレン及びその化合物													○	
38 ほう素及びその化合物			○	○						○			○	
39 ふっ素及びその化合物			○	○						○	○		○	
40 1,4-ジオキサン													○	
41 ダイオキシン類													○	

特定事業場等に係る義務と規制

水質の測定義務

公共下水道を使用する特定施設及び除害施設の設置者は、排出する下水の水質の適正な管理を確認するため、水質の測定と測定結果の保存が義務付けられています。

測定項目	測定回数	
	特定施設の設置者 (下水道法第12条の12) [条第18号様式]	除害施設の設置者 (市条例第19条) [条第18号様式]
温度、水素イオン濃度(PH)	排水の期間中1日1回以上	排水の期間中1日1回以上
生物化学的酸素要求量(BOD)	14日を超えない排水の期間中に1回以上	1ヶ月を超えない排水の期間中に1回以上
浮遊物質(S S)	7日を超えない排水の期間中に1回以上	
その他		14日を超えない排水の期間中に1回以上

(備考)

- 1 水質の測定方法は「下水の水質の検定方法に関する省令」に定めるものとする。
- 2 測定的项目及び回数は、市長が特別の事情があると認めるときはこの限りではない。
- 3 測定地点は公共下水道の流入する直前の排出口ごとに、他の汚水による影響の及ばない地点とする。
- 4 測定結果は水質測定記録表(規定の様式)に記録し、5年間保存する。

報告の義務(下水道法39条の2)

公共下水道を適正に管理するために、工場や事業場の状況、除害施設、排除している下水の水質について報告を求めることがあります。報告をせず、又は虚偽の報告をしたものには罰則が適用されます。

立入検査に応じる義務(下水道法13条)

下水道管理者は公共下水道の機能及び構造を保全し、下水道センターからの放流水の水質基準を保つために、排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設、汚水の処理方法等についていつでも検査できることになっています。

計画変更命令(下水道法12条の5)

特定施設の設置届や変更届が提出されたときは、その計画に対する審査を行い、内容が不適当と認められる場合は届出を受理した日から60日以内に計画の変更又は廃止を命ずることがあります。

改善命令（下水道法37条の2）

特定事業場から公共下水道へ排除している下水の水質が、特定施設の状況、汚水の処理方法等から見て排水基準を守れない恐れがあるときは、期限を定めて具体的に改善を命じたり、特定施設の使用もしくは公共下水道への排除の停止を命ずることがあります。

罰 則（下水道法46条の2）

特定事業場から公共下水道へ排除している下水の水質が、公共下水道への排除基準に違反したときは、水質汚濁防止法（公共用水域へ排出する場合）と同じく、直ちに罰則（直罰制度）が適用されることになっています。

除害施設等の破損、事故のときは

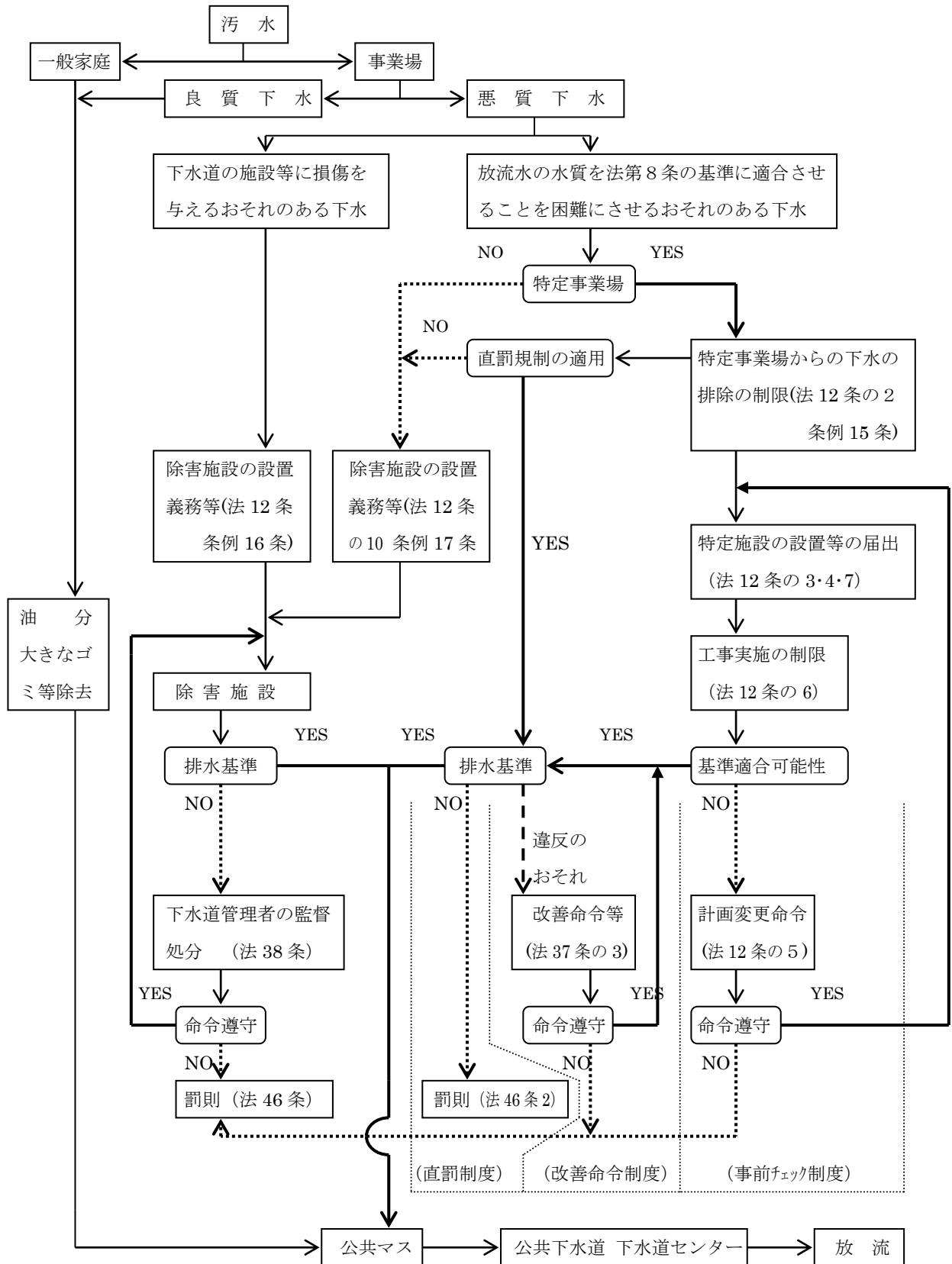
除害施設等が破損した場合又は事故等が発生し、通常の処理が不可能となった場合は、速やかに次の事項を下水道センターに連絡してください。

- | | |
|-----------------|-----------|
| ①事故の発生原因及び発生時間 | ②事故の措置 |
| ③応急措置をした場合はその方法 | ④修理完了予定時間 |

廃棄物の処分について

除害施設等の運転等に伴って生じた汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等の産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者に委託し適切な処分が行われるようにしてください。

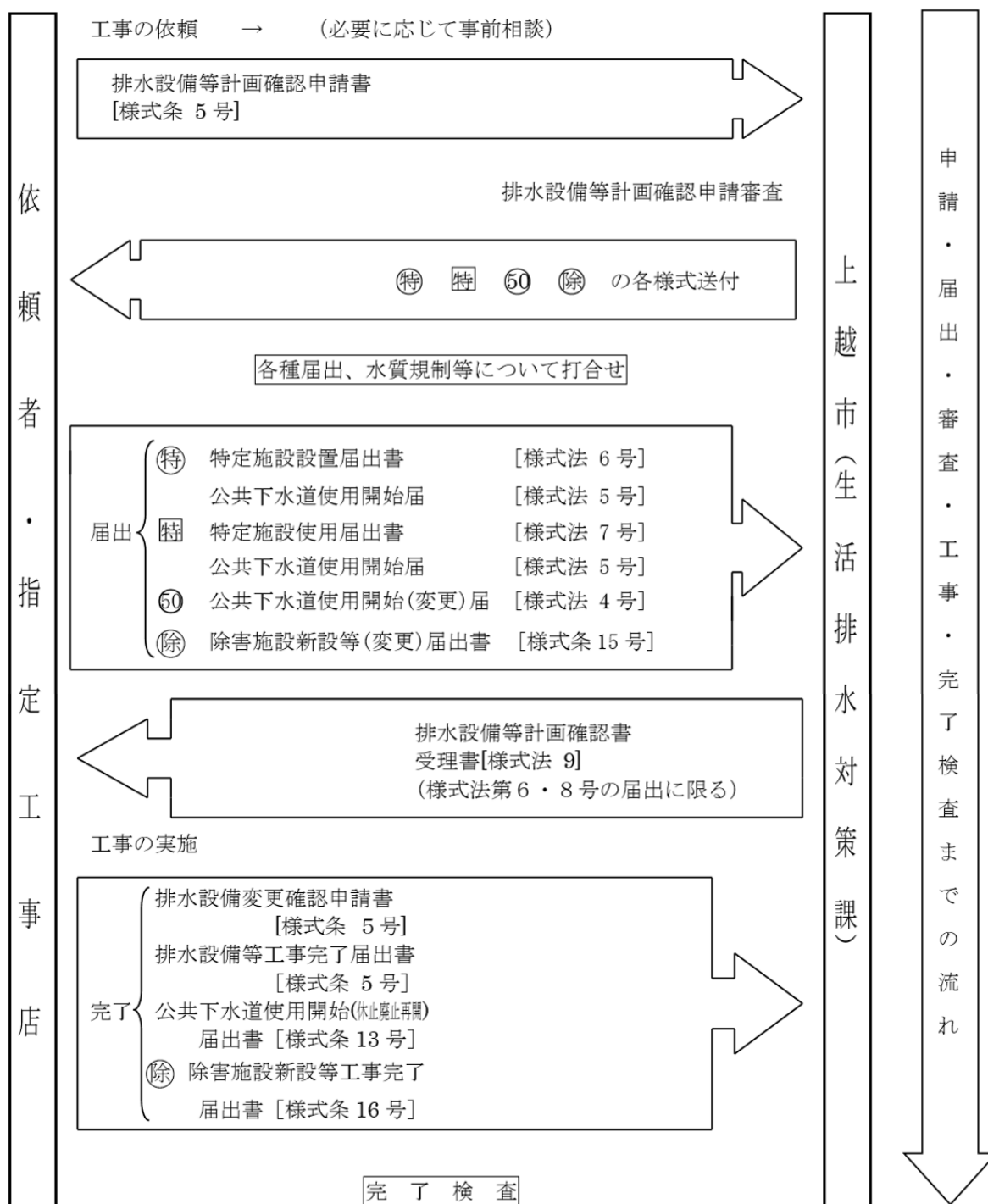
水質規制のしくみ



○ 油分・ゴミ等を除去する阻集器の例

- ・ グリース阻集器 … 料理店等の調理場からの汚水
- ・ サンド阻集器 … 土砂、石粉類を多量に含む汚水
- ・ プラスチック阻集器 … 外科のギブス室、歯科技工室からの汚水
- ・ オイル阻集器 … 給油所等からの汚水
- ・ ヘアー阻集器 … 理髪店、美容院の洗髪汚水
- ・ ランドリー阻集器 … 営業用の洗濯排水

事務手続の手順



※ (特) は特定施設を新たに設置する場合

(特) は既存の特定施設が公共下水道を使用する場合

(50) は 50 m³以上の汚水を排除する日が1日でもある場合

(除) は特定施設以外で下水道施設を損傷又は機能を妨げる恐れのある汚水を排除する場合

※ 工事依頼者の事業場に特定施設等がある、又は除害施設が必要であると考えられる場合には、なるべく早い段階で生活排水対策課へご相談下さい。

下水道法及び上越市下水道条例に係る届出書一覧

- ・ 特 定 事 業 場…水質汚濁防止法に規定された特定施設を有する工場、又は事業場。
- ・ 50 m³/日 以上…特定施設の有無にかかわらず 50 m³以上の汚水を排除する日が 1 日でもある施設。
- ・ 除 害 施 設…下水道の機能を低下又は損傷したり、処理場からの放流水の水質を悪化させるおそれのあるものを処理する施設を設けた工場、又は事業場。(特定事業場を除く。)
- ・ 一 般 施 設…特定事業場、50 m³/日以上、除害施設を除く一般家庭を含めた施設。

特 定 事 業 場		50 m ³ /日 以上	除 害 施 設	一 般 施 設	届 出 書 類 (様 式)	届 出 期 限 及 び 法 律 上 の 根 拠	届 出 事 由	届 出 義 務 者	備 考
新 設	既 存								
○	○	① ↓			公共下水道 使用開始 (変更)届 様式法第 4	あらかじめ 法第 11 条の 2 第 1 項	(1) 特定施設の有無にかかわらず 50 m ³ 以上の汚水を排除する日が 1 日でもある場合、又は汚水の 量にかかわらず使用開始届に該 当する水質の下水を排除して公 共下水道を使用しようとするとき (2) (1)の届出に係る下水の量又 は水質を変更しようとするとき	公共下水道 を使用(量、 水質を変更) しようとする 者	罰則 法第 49 条 (20 万円以下 の罰金)
① ↓	○				特 定 施 設 設置届出書 様式法第 6 (別紙No.1～8 及び参考事項ま で有り)	特定施設を設置 しようとする 60 日前まで 法第 12 条の 3 第 1 項 (実施の制限) (法第 12 条の 6)	公共下水道を使用する者が特 定施設を設置して公共下水道を 使用するとき (1) 既に公共下水道を使用してい る事業場が新たに特定施設を設 置しようとする場合 (2) 特定施設を既に設置してい る事業場が新たに別個の特定施設 を設置しようとする場合 (3) 既に設置している特定施設の 使用を廃止して新しい特定施設 を設置する場合 (4) 特定施設のある事業場を設 置して公共下水道を使用しよう とする場合	当 該 特 定 施 設 を 設 置 し よ う と す る 者	罰則 法第 47 条の 2 (3 ヶ月以下 の懲役又は 20 万円以下の罰 金) 受 理 書 様 式 第 9 を 発 行 し 内 容 審 査 を 行 う
		① ↓			特 定 施 設 使用届出書 様式法第 7 (別紙No.1～8 及び参考事項ま で有り)	公共下水道を 使用すること となった日か ら 30 日以内 法第 12 条の 3 第 3 項	(1) 従来特定事業場から公共水域 に汚水を排除していた者が終末 処理場を設置する公共下水道を 使用することとなったとき (2) 終末処理場が設置されてい ない公共下水道に終末処理場が設 置され当該公共下水道を使用す る特定事業場が下水排除の制限 をうけることとなったとき	当 該 特 定 施 設 を 設 置 し て い る 者	罰則 法第 49 条 (20 万円以下 の罰金) ※ 届出期限が 使用してから 30 日以内になって いるが法第 12 条の 5 計画変更 命令の関係で事 前に提出するよ うに指導する
						当該施設が特定 施設となった日 から 30 日以内 法第 12 条の 3 第 2 項	(1) 公共下水道に下水を排除して いる事業場に既に設置されてい る施設(又は工事中の施設)が 法令により新たに特定施設に指 定されたとき	当 該 施 設 を 設 置 し て い る 者(設置工 事をしてい る者を含)	
② ↓	② ↓				公共下水道 使用開始届 様式法第 5	あらかじめ 法第 11 条の 2 第 2 項	特定施設設置者が下水を排除し て公共下水道を継続して使用し ようとするとき	公 共 下 水 道 を 使 用 し よ う と す る 者	罰則 法第 49 条 (20 万円以下 の罰金)
○	○				特定施設の 構造等変更 届 出 書 様式法第 8 (別紙No.1～8 及び参考事項ま で有り)	特定施設の構 造等の変更を しようとする 60 日前まで 法第 12 条の 4	特定施設設置届出書又は特定施 設使用届出書を届出済の特定事 業場が特定施設の構造、使用の 方法、汚水の処理方法、下水の 量及び水質、用水及び排水の系 統の変更をしようとするとき	当 該 特 定 施 設 を 設 置 し て い る 者	罰則 法第 47 条の 2 (3 ヶ月以下 の懲役又は 20 万円以下の罰 金) 受 理 書 様 式 第 9 を 発 行 し 内 容 審 査 を 行 う
○	○				氏 名 変 更 届 出 書 様式法第 10	変更の日から 30 日以内 法第 12 条の 7	(1) 特定施設の届出に係る氏名、 名称、住所、法人にあつてはそ の代表者の氏名に変更があつた とき (2) 工場又は事業場の名称及び所 在地に変更があつたとき	当 該 特 定 施 設 を 設 置 し て い る 者	罰則 法第 51 条 (5 万円以下の 過料)

特 定 事 業 場	50 ㎡ 日 駐		除 害 施 設	一 般 施 設	届 出 書 類 (様 式)	届 出 期 限 及 び 法 律 上 の 根 拠	届 出 事 由	届 出 義 務 者	備 考
	新 設	既 存							
○	○				特 定 施 設 使 用 廃 止 届 出 書 様 式 法 第 11	使 用 廃 止 の 日 か ら 30 日 以 内 法 第 12 条 の 7	届 出 済 み の 特 定 施 設 の 使 用 を 廃 止 し た 時	当 該 特 定 施 設 を 設 置 し て い る 者	罰 則 法 第 51 条 (5 万 円 以 下 の 過 料)
○	○				承 継 届 出 書 様 式 法 第 12	承 継 が あ っ た 日 か ら 30 日 以 内 法 第 12 条 の 8 第 3 項	(1) 特 定 施 設 設 置 者 又 は 使 用 の 届 出 を し た 者 か ら、特 定 施 設 を 譲 り 受 け 又 は 借 り 受 け た と き (2) 特 定 施 設 設 置 者 又 は 使 用 の 届 出 を し た 者 に つ い て 相 続 又 は 合 併 が あ っ た と き	承 継 者	罰 則 法 第 51 条 (5 万 円 以 下 の 過 料)
○	○	○	○		水 質 測 定 記 録 表 様 式 法 第 13	請 求 が あ っ た 場 合 は 速 や か に 法 第 12 条 の 11	(1) 継 続 し て 政 令 で 定 め る 水 質 の 下 水 を 排 除 し て 公 共 下 水 道 を 使 用 す る 者 (2) 特 定 施 設 設 置 者 が 継 続 し て 下 水 を 排 除 し て 公 共 下 水 道 を 使 用 す る 者	当 該 特 定 施 設 を 設 置 し て い る 者 及 び 政 令 で 定 め る も の	罰 則 法 第 49 条 (20 万 円 以 下 の 罰 金) 条 例 第 38 条 第 5 項 (5 万 円 以 下 の 過 料)
			○	① ↓	除 害 施 設 新 設 等 (変 更) 届 出 書 様 式 条 第 15	除 害 施 設 を 設 置 し よ う と す る 30 日 前 まで 条 例 第 18 条 第 1 項	(1) 現 在、既 に 設 置 さ れ て い る 除 害 施 設 が、公 共 下 水 道 に 接 続 し よ う と す る と き (2) 除 害 施 設 設 置 対 象 下 水 を 公 共 下 水 道 へ 排 除 し て い る 事 業 場 が 除 害 施 設 を 新 た に 設 置 し よ う と す る 場 合、又 は 除 害 施 設 を 変 更 (一 部 変 更 も 含 む) し よ う と す る と き	当 該 除 害 施 設 を 設 置 し て い る 者 及 び 新 設・変 更 を し よ う と す る 者	
③ ↓	③ ↓	② ↓	② ↓	① ↓	排 水 設 備 等 計 画 (変 更) 確 認 申 請 書 様 式 条 第 3	あ ら か じ め 条 例 第 5 条	排 水 設 備 を 設 置 し て 公 共 下 水 道 を 継 続 し て 使 用 し よ う と す る と き	当 該 排 水 設 備 を 設 置 し よ う と す る 者	排 水 設 備 計 画 確 認 書 様 式 条 第 4 を 発 行 す る 罰 則 条 例 第 38 条 第 1 項 (5 万 円 以 下 の 過 料)
		○	③ ↓		除 害 施 設 新 設 等 工 事 完 了 届 出 書 様 式 条 第 16	公 共 下 水 道 を 使 用 す る こ と に な っ た 日 か ら 5 日 以 内 条 例 第 18 条 第 2 項	除 害 施 設 が 公 共 下 水 道 に 接 続 さ れ た と き	当 該 除 害 施 設 を 設 置 し た 者	
④ ↓	④ ↓	③ ↓	④ ↓	② ↓	排 水 設 備 等 工 事 完 了 届 出 書 様 式 条 第 5	工 事 が 完 了 し た 日 か ら 5 日 以 内 条 例 第 7 条	排 水 設 備 を 設 置 し て 公 共 下 水 道 を 接 続 し て 使 用 す る こ と と な っ た と き	当 該 排 水 設 備 を 設 置 し た 者	罰 則 条 例 第 38 条 第 11 項 (5 万 円 以 下 の 過 料)
⑤	⑤	④	⑤	③	公 共 下 水 道 使 用 開 始 (休 止 廃 止 再 開) 届 出 書 様 式 条 第 13	た だ ち に 条 例 第 13 条 第 1 項	公 共 下 水 道 の 使 用 を 開 始 し、休 止 し、若 し く は 廃 止 し、又 は 現 に 休 止 し て い る そ の 使 用 を 再 開 し た と き	当 該 使 用 者	罰 則 条 例 第 38 条 第 11 項 (5 万 円 以 下 の 過 料)
		○	○		除 害 施 設 休 止・廃 止 届 出 書 様 式 条 第 17	遅 滞 な く 条 例 第 18 条 第 3 項	除 害 施 設 を 休 止 し、又 は 廃 止 し た と き	当 該 除 害 施 設 を 設 置 し た 者	
		○	○	○	公 共 下 水 道 使 用 者 変 更 届 出 書 様 式 条 第 14	遅 滞 な く 条 例 第 13 条 第 2 項	使 用 者 に 変 更 が あ っ た と き	新 た に 使 用 者 に な っ た 者	

特 定 施 設 一 覧

番 号	名 称	番 号	名 称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 抗水中和沈でん施設 ニ さく用の汚水分離施設	10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゆう施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設	14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設	15	ぶどう糖は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設	17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
		18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
		19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設

番 号	名 称	番 号	名 称	
20	ロ 副蚕処理施設	26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	ハ 原料浸せき施設		イ 洗浄施設	
	ニ 精練機及び精練そう		ロ ろ過施設	
	ホ シルケット機		ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	
	ヘ 漂白機及び漂白そう		ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	
	ト 染色施設		ホ 廃ガス洗浄施設	
	チ 薬液浸透施設		27	前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に給する施設であって、次に掲げるもの
	リ のり抜き施設			イ ろ過施設
21	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ロ 遠心分離機		
	イ 洗毛施設	ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設		
21 の 2	ロ 洗化炭施設	ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設		
	イ 湿式紡糸施設	ホ 無水けい酸製造業施設のうち、塩酸回収施設		
21 の 3	ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設	ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設		
	ハ 原料回収施設	ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設		
21 の 4	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー	チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設		
	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設		
22	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ヌ 廃ガス洗浄施設		
	イ 湿式パーカー	ル 湿式集じん施設		
23	ロ 接着機洗浄施設	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 湿式アセチレンガス発生施設		
23 の 2	イ 湿式パーカー	ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設		
	ロ 薬液浸透施設	ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設		
23 の 4	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設		
	イ 原料浸せき施設	ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設		
	ロ 湿式パーカー	ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設		
	ハ 碎木機	29	コールドール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	ニ 蒸解施設		イ ベンゼン類硫酸洗浄施設	
	ホ 蒸解廃液濃縮施設	ロ 静置分離器		
	ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設	ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設		
	ト 漂白施設	30	発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	チ 抄紙施設（抄造施設を含む）		イ 原料処理施設	
	リ セロハン製膜施設	ロ 蒸りゅう施設		
	ヌ 湿式繊維板成型施設	ハ 遠心分離機		
	ル 廃ガス洗浄施設	ニ ろ過施設		
24	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	イ 自動式フィルム現像洗浄施設		イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設	
25	ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設		
	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの			
	イ ろ過施設			
	ロ 分離施設			
	ハ 水洗式破碎施設			
	ニ 廃ガス洗浄施設			
	ホ 湿式集じん施設			
	(削除)			

番 号	名 称	番 号	名 称
32	ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設		ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設
	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設
33	イ ろ過施設		リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設
	ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設		ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
	ハ 遠心分離機		ル トリレンジイシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
	ニ 廃ガス洗浄施設		オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設
	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器
	イ 縮合反応施設		カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
	ロ 水洗施設		ヨ メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
	ハ 遠心分離機		タ 廃ガス洗浄施設
	ニ 静置分離器		38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
	ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設		イ 原料精製施設
ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設	ロ 塩析施設		
ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設	38 の 2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1，4－ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）		
チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設	39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
リ 廃ガス洗浄施設	イ 脱酸施設		
ヌ 湿式集じん施設	ロ 脱臭施設		
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	40 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	
	イ ろ過施設	41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	ロ 脱水施設	イ 洗浄施設	
	ハ 水洗施設	ロ 抽出施設	
ニ ラテックス濃縮施設	42 ゼラチン又はにかわのせ遺贈業の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
ホ ステンレス・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	イ 原料処理施設		
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ロ 石灰づけ施設	
	イ 蒸りゅう施設	ハ 洗浄施設	
	ロ 分離施設	43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	
36	ハ 廃ガス洗浄施設	44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設	
	イ 廃酸分離施設	ロ 脱水施設	
37	ロ 廃ガス洗浄施設	45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	
	ハ 湿式集じん施設	46 第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗施設	
	イ 洗浄施設	ロ ろ過施設	
	ロ 分離施設	ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設	
	ハ ろ過施設	ニ 廃ガス洗浄施設	
	ニ アクリロニトリル製造施設のうち、旧冷施設及び蒸りゅう施設		
	ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設		
	ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設		

番 号	名 称	番 号	名 称
47	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ る過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設	61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設	63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホーム製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	64の2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条8項に規定するものをいう。)工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ る過施設
51の3	医療用若しくは衛生用ゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	65	酸又はアルカリによる表面処理施設
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設	66	電気めっき施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設	66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)	66の3	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの(注1) イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	66の4	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。))
56	有機質砂カベ材製造業の用に供する混合施設		
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設		
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設		
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設		
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設		

番 号	名 称	番 号	名 称
66の5	が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
66の6	飲食店(次号及び第66号の7に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和45年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げるものに限る。)のうち、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第3項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第1項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	71の5	トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン又は、ジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	71の6	トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン又は、ジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	72	し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化そうを除く。)
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	73	下水道終末処理施設
68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの	74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)
	イ ちゅう房施設		
	ロ 洗浄施設		
	ハ 入浴施設		
69	と畜業又はへい獣取扱業の用に供する解体施設		
69の2	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2号に規定するものをいう。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であって、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)		
	イ 卸売場		
	ロ 仲卸売場		
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第11号に規定するものをいう。)		
70の2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)		
71	自動式車両洗浄施設		
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるもの(注2)に設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの		
	イ 洗浄施設		
	ロ 焼入れ施設		

(注1) 下水道法上の取扱い	
届出及び下水排除の制限等に関しては、特定施設から除かれます。ただし、入浴施設のうち温泉を利用する場合はこの限りではありません。	
(注2) 環境省令で定めるもの	
1.	国又は地方公共団体の試験研究機関(人文学科のみに係るものを除く。)
2.	大学及びその附属試験研究機関(人文学科のみに係るものを除く。)
3.	学術研究((人文学科のみに係るものを除く。))又は製品の製造若しくは技術の改良、考察若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。)
4.	農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
5.	保健所
6.	検疫所
7.	動物検疫所
8.	植物防疫所
9.	家畜保健衛生所
10.	検査業に属する事業場
11.	商品検査業に属する事業場
12.	臨床検査業に属する事業場
13.	犯罪鑑識施設

公共下水道使用開始（変更）届

平成 年 月 日

（宛先）上越市長

申請者

住 所

電話番号

氏名または名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

次のとおり公共下水道の使用を開始（変更）するので届出ます。

排 除 場 所			排水口数	
排出汚水の水量 及 び 水 質	水量 水質	月平均 下記のとおり	m ³ 日最大	m ³
開始（変更） 年 月 日	平成 年 月 日			
処 理 方 法			施設名称	

記

項 目	排水口 月 量					単 位
	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	
温 度						度
アンモニア性窒素 亜硝酸性窒素及び硝酸性 窒素含有量						ミリグラム／リットル
水 素 イ オ ン 濃 度						水素指数
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量						5日間 ミリグラム／リットル
浮 遊 物 質 量						ミリグラム／リットル
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量						
〔 鈹油類含有量 動植物油脂類含有量						ミリグラム／リットル ミリグラム／リットル
窒 素 含 有 量						ミリグラム／リットル
磷 含 有 量						ミリグラム／リットル
沃 素 消 費 量						ミリグラム／リットル
カドミウム及び その化合物						ミリグラム／リットル
シアン化合物						ミリグラム／リットル
有機磷化合物						ミリグラム／リットル

次ページへ続く

鉛及びその化合物						ミリグラム/リットル
六価クロム化合物						ミリグラム/リットル
砒素及びその化合物						ミリグラム/リットル
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物						ミリグラム/リットル
アルキル水銀化合物						ミリグラム/リットル
ポリ塩化ビフェニル						ミリグラム/リットル
トリクロロエチレン						ミリグラム/リットル
テトラクロロエチレン						ミリグラム/リットル
ジクロロメタン						ミリグラム/リットル
四塩化炭素						ミリグラム/リットル
1, 2-ジクロロエタン						ミリグラム/リットル
1, 1-ジクロロエチレン						ミリグラム/リットル
1, 1, 2-ジクロロエチレン						ミリグラム/リットル
1, 1, 1-トリクロロエタン						ミリグラム/リットル
1, 1, 2-トリクロロエタン						ミリグラム/リットル
1, 3-ジクロロプロペン						ミリグラム/リットル
チラウム						ミリグラム/リットル
シマジン						ミリグラム/リットル
チオベンカルブ						ミリグラム/リットル
ベンゼン						ミリグラム/リットル
セレン及びその化合物						ミリグラム/リットル
ほう素及びその化合物						ミリグラム/リットル
ふっ素及びその化合物						ミリグラム/リットル
1, 4-ジオキサン						ミリグラム/リットル
フェノール類						ミリグラム/リットル
銅及びその化合物						ミリグラム/リットル
亜鉛及びその化合物						ミリグラム/リットル
溶解性鉄及びその化合物						ミリグラム/リットル
溶解性マンガン及びその化合物						ミリグラム/リットル
クロム及びその化合物						ミリグラム/リットル
ダイオキシン類						ピコグラム/リットル
摘要						

- 【備考】 1 ※印のある欄は、下水道法施行令第9条の8台1項第4号に該当する項目について記載すること。
2 「摘要」の欄は、排出汚水の水量及び水質の推定の根拠等を記載すること。
3 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

様式第5（第6条関係）

公 共 下 水 道 使 用 開 始 届

平成 年 月 日

（宛先）上越市長

申請者

住 所

（電話番号

氏名または名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

次のとおり公共下水道の使用を開始するので、届け出ます。

排 除 場 所		排 水 口 数	
開 始 年 月 日	年 月 日	特定施設の種類	

備 考

「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第二に掲げる号番号及び名称を記載すること。